



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年12月23日(木)

問い合わせ先:消防職員課

課長:萩原担当:矢嶋

電話:833-9256

内線:5450

職員の懲戒処分について

さいたま市消防長は、地方公務員法の規定に基づき、消防職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

1 事件の概要

当該職員は、令和3年8月11日(水)午前6時40分頃、自家用自動二輪車を運転し通勤する途中で、さいたま市桜区内の道路において、制限速度時速30kmを時速30km超過した時速60kmで走行し、指定速度違反により検挙された。この交通違反により、略式命令で罰金5万円の刑事処分が科されたもの。

2 処分内容等

- (1)被処分者 消防局 主任(36歳)
- (2) 処分内容 戒告
- (3) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- 法令違反
- ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行
- 3 処分年月日

令和3年12月23日(木)